

国民健康保険からのお知らせ



国民健康保険は、勤務先の健康保険などに加入していない人を対象にした公的医療保険制度です。加入または脱退するためには、市の窓口で手続きが必要です。

国民健康保険の加入・脱退手続きと、保険料の特別徴収(対象は年金を受給している被保険者)の概要などについてお知らせします。

加入・脱退の手続き

【問合せ先】 国民健康保険グループ
(0798・35・3117)

市外へ転出したときや勤務先の健康保険に加入了ときは、必ず新しく加入了健康保険の被保険者証で受診してください。

西宮市国民健康保険(以下「国保」という)の被保険者証で受診すると、後で保険給付を受けた金額を西宮市に返還し、改めて新しく加入了健康保険に請求するなどの面倒な手続きが必要になります。

また、本市に転入したときや勤務先の健康保険を脱退したときは、2週間以内に国保への加入手続きをしてください(事前の手続きは受け付できません)。加入手続きが遅れてしまうと、以前の健康保険の資格がなくなつた日または以前の健康保険の手続きは受付できません。

保険料の特別徴収

【問合せ先】 国保収納グループ
(0798・35・3091)

◆保険料の特別徴収 (年金からの天引き)

平成21年10月から、年金を受給している被保険者を対象に、国民健康保険料の「特別徴収」(年金からの天引き)」を開始しています。

原則、次の①から④までのすべての要件に該当する世帯の世帯主が対象になります。(①世帯主が国民健康保険の加入者であること、②世帯内の被保険者が全員が55歳以上で未満であること、③世帯主の年齢未満であること)

◆納付方法の切替時期など
老齢・退職年金、障害年金および遺族年金のいずれかが対象になります。

すでに特別徴収している人、

◆ロ座振替の選択 対象

国民健康保険料の特別徴収の対象になる人がロ座振替を希望する場合、別途手続きが必要になります(現在、保険料をロ座振替で納めている人も手続きが必要です)。10月から特別徴収の対象になると思われる人は、4月中旬に手続きについての案内を送付しています。

また、今後特別徴収の対象になれる人も順次案内を送付していきます。ロ座振替を希望する場合は、案内に従って早急に手続きしてください。なお、ロ座振替を選択した場合でも納付状況などにより、特別徴収に切り替わる場合やロ座振替が認められない場合があります。

《平成22年度の保険料の特別徴収》

対象	納付時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
すでに特別徴収している人、4・6月から特別徴収になる人		△		△		△		○		○		○
10月から特別徴収になる人				□	□	□	□	○		○		○

△:仮徴収 ○:本徴収 □:普通徴収

※特別徴収の対象にならない人はすべて普通徴収になります

①特定健康診査

- 問診
- 身体計測
- 身体診察
- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査



結果に基づき…

②特定保健指導

- 医師、保健師、管理栄養士等によるアドバイス



【対象】 次のすべてに該当する人(厚生労働大臣が定める者は除く)▽22年4月1日現在西宮市国民健康保険の加入者で、受診日まで引き続き加入している人▽22年度に40歳以上になる人で75歳未満の人

◆特定健康診査◆

平成22年度の「特定健康診査」の対象者には、4月下旬に受診券を送付します。受診方場所は、受診券に同封している案内文をご覧ください。なお、受診の際は受診券、西宮市国民健康保険被保険者証を必ず持参してください。

問合せは国民健康保険グループ(0798・35・3111)へ。

◆特定保健指導◆
特定保健診査の結果に基づき西宮市国民健康保険が助成する人間ドックの両方を受診することはできません。すでに助成申請をしている場合、受診券は送付しません。

西宮市国民健康保険では、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、「特定健康診査」と「特定保健指導」を無料で実施しています。

特定健康診査など無料で実施



事業主の皆さんへ

(※) 「資格喪失証明書」は、勤務先、年金事務所、健康保険組合で発行されます

ださい。手続きには、(1)国保への転出するときは、(2)認印が必要です。転出先では、転入届の提出とともに、国保への加入手続きをしてください。

です。

大学などへの進学で他市町村へ転出するときは、申請が必要です。

手続きには、(1)国保の被保険者証(2)認印(3)合格通知書または在学証明書(3)は写し可)が必要です。

手続きには、(1)国保の被保険者証(2)新しく加入了勤務先の健康保険の被保険者証が必要です。

保険を脱退して国保に加入するときは、事業主の皆さんには「健康保険資格喪失証明書」を発行し、従業員の皆さんに2週間以内に国保への加入手続きを行います。また、従業員が退職するときには、健康保険の任意継続制度についても案内してください。

(注) 22年度の対象者のうち次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、5月以降、随時受診券を送付します▽(1)22年3月に特定健康診査等または西宮市民健康保険が助成する人間ドックを受診した人▽(2)21年度に特定健康診査等を委託医療機関で受診し、22年2月末までに、健診の結果を受領していない人▽(3)21年度の特定健康診査または西宮市民健康保険が助成する人間ドックの結果により、保健指導レベルが「動機付け支援」または「積極的支援」と判定され、特定保健指導が終了していない人▽(4)特定健康診査等を受ける人間ドックの結果により、保健指導レベルが「動機付け支援」または「積極的支援」と判定され、特定保健指導が終了していない人▽(5)22年度内に特定健康診査と人間ドックの両方を受診することはできません。すでに助成申請をしている場合、受診券は送付しません。

生活習慣病を予防

